

北海道百年記念広場（仮称）整備に係るサウンディング型市場調査 実施要領

1 調査の背景及び目的

北海道立野幌森林公園は、北海道百年記念事業の一環として、都市近郊に残された原始の面影を残す平地林を適切に保全するとともに、道民が野外の自然に親しむ場とするため、昭和43年5月15日、自然公園法に基づく道立自然公園に指定されました。公園の北西側にある道有地の一部は、北海道博物館、北海道開拓の村、北海道百年記念塔及び広場（以下、「北海道百年記念広場（仮称）」という。）などの施設が集中的に整備されています。

北海道では、平成30年に北海道命名150年の節目を迎えるに当たり、昭和40年代に整備した北海道博物館、北海道開拓の村、北海道百年記念広場（仮称）などを、次の世代にどのような形で引き継ぐべきか、平成28年から、学識経験者や専門家の方々、道民の皆様から幅広くご意見をいただくとともに、道議会での議論を踏まえ、50年後を見据えた『ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想』（資料1）（以下「交流空間構想」という。）を策定しました。

この交流空間構想において、本広場に設置され、先人に対する感謝と躍進北海道のシンボルとして、また道民の貴重な財産として長く親しまれてきた北海道百年記念塔については、利用者の安全確保や将来への負担軽減の観点から、解体もやむを得ないと判断し、その跡地には新たなモニュメントを設置し、安全かつ安心して利用できる広く開放された交流空間とすることとし、令和3年には、交流空間構想の実現を図るため、野幌森林公園エリア全体の具体的な活用イメージである『野幌森林公園エリアの活用の方向性』（資料2）（以下、「活用の方向性」という。）を取りまとめるなど、その具体化に向けて取り組んできました。

今回、この新たなモニュメントを設置する北海道百年記念広場（仮称）において、PPP（官民連携）事業等の導入によって、一層の利用推進と賑わいの創出を図るため、民間事業者との対話を通じて、事業の発案段階で幅広く利活用のアイデアや意見を伺い、具体的な内容を検討する際の参考とするため、広く意見や提案を求めるものです。



2 調査対象区域の概要

(1) 調査対象区域

対象区域は、北海道立野幌森林公園の北海道百年記念広場（仮称）とします。

詳細は、資料3を参照してください。

本広場の周辺図は資料4を参照してください。

(2) 調査対象区域の状況

所在地	北海道札幌市厚別区厚別町小野幌 50-1		
アクセス	地下鉄東西線・JR線「新札幌駅」からJR北海道バスで13分 駐車場あり（254台・11月～3月は閉鎖）		
面積・概要	施設名	面積	備考
	①駐車場	8,296 m ²	車台数 254 台、アスファルト舗装
	②正面広場	3,960 m ²	インターロッキングブロック舗装
	③案内所		
	案内所	101.2 m ²	鉄筋コンクリート造、平屋建、トイレ及び 機械室併設
	多目的トイレ	8.82 m ²	木造平屋建
	④噴水広場	1,412 m ²	アスファルト舗装、六角形、噴水池 300 m ²
	⑤プロムナード	3,874 m ²	幅員 20m、延長 193.7m、流水池 5 箇所
	⑥記念塔広場	8,938 m ²	
	基壇	3,285 m ²	花崗岩石張舗装
	広場	2,164 m ²	アスファルト舗装
	池	3,489 m ²	鉄筋コンクリート造
	⑦方向案内板	1 基	札幌エルムライオンズクラブより寄贈
⑧記念塔下トイレ	15.68 m ²	セラミックブロック造、平屋建、身障者用 (故障中)	
⑨休憩所	454.5 m ²	鉄筋コンクリート造、平屋建、トイレ併設	
⑩芝生広場	20,200 m ²		
⑪大地の手広場	3,600 m ²	カラーアスファルト舗装、青年の像大地の 手実行委員会から寄贈	
土地・施設所有者	北海道		
道路条件	国道 12 号線に接続		
関係法令等	北海道立自然公園条例（公園計画において以下に指定） ・第2種特別地域（保護規制計画）・集団施設地区（利用施設計画）		
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護区に指定）		
	北海道野幌森林公園記念施設地区管理規則		

利用規制	資料5「広場に関する利用規制等について」を参照してください 本広場における主な利用規制等は、以下のとおり ・建築物や工作物の新築、改築、増築などには許可を受ける必要 ・たき火、炊さんの禁止 ・指定の場所以外の犬その他動物の連れ込みの禁止
電気	北海道電力株式会社 契約電力 高圧 290KW（博物館内の電気含む）
ガス	広場内無し
上水道	有り（噴水等の循環水及びトイレ用水は井戸水）
下水道	有り（噴水等の循環水は公共河川へ放流）
インターネット環境	未整備 光回線サービス提供可能区域（※ 事業者と別途協議必要）
現況	一般財団法人 北海道歴史文化財団が指定管理（H30.4.1～R5.3.31） ・指定管理業務で芝生・樹木等管理、衛生管理、警備等を実施
その他	・北海道野幌森林公園記念施設地区管理規則は規制緩和に向け検討予定 ・本広場は札幌市広域避難場所に指定

（3）野幌森林公園利用者数

【年度別（直近5年間）】

（単位：人）

地 区		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
記念 施設	北海道博物館	108,374	80,519	99,315	78,579	43,664
	開拓の村	125,428	130,913	140,959	133,183	58,588
地区	百年記念広場（仮称）	173,725	137,753	150,901	138,124	137,480
森 林 地 区		196,162	186,895	165,320	148,971	98,853
合 計		603,689	536,080	556,495	498,857	338,585

【月別（令和2年度）】

（単位：千人）

地 区		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
記念 施設	北海道博物館	1	1	2	4	6	11	7	3	1	1	3	4
	開拓の村	1	1	4	6	8	16	11	4	1	2	2	3
地区	百年記念広場（仮称）	18	13	18	19	19	23	20	2	1	1	2	1
森 林 地 区		3	5	14	11	10	15	11	6	8	6	4	6
合 計		23	20	38	40	43	65	49	15	11	10	11	14

【現在の広場利用者の主な傾向（平成30年及び平成31年統計調査）】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用構成のうち、高齢者及び家族がともに3～4割前後となり、全体の7～8割を占める。 ・ 利用用途は「散歩・ジョギング」が6～7割、「食事休憩」が2～3割で全体の利用用途の9割を占める。 ・ その他の主な用途は、ボール遊び等。
--

3 スケジュール

実施要領の公表	令和4年4月25日（月）
事前現地説明会の参加受付	令和4年4月25日（月）～5月6日（金）
質問の受付	令和4年4月25日（月）～5月11日（水）
事前現地説明会の開催	希望を踏まえ、随時調整
サウンディング参加受付	令和4年4月25日（月）～5月17日（火）
サウンディング実施日時及び場所の連絡	令和4年5月20日（金）
サウンディングの実施	令和4年5月25日（水）～5月27日（金）
サウンディング実施結果概要の公表	令和4年6月中旬頃

4 サウンディングの内容

北海道百年記念広場（仮称）は、交流空間構想において、50年後のめざす姿を設定しております。

めざす姿や活用の方向性、整備事業イメージ図（資料6）を踏まえ、4（2）の項目に関して、課題や意見、アイデアを実現するための施設整備の内容及び運営手法（事業手法や事業範囲等）について、具体的に提案してください。

また、すべての項目について、御提案いただく必要はありません。

なお、幅広くアイデアを募る趣旨から、他に望ましい事業提案や事業実施に当たって、行政に期待する支援や配慮して欲しい事項等があれば、御自由に提案してください。

（1）50年後のめざす姿

この広場は、道民のみならず、国内外からも数多くの方々を訪れ、家族や仲間と楽しむ交流空間になっています。

広場の中心にあるモニュメントは、はるか太古から連綿と続く北海道の歴史・文化と、今日の北海道を築き上げてきた幾多の先人の思いを引き継ぐとともに、お互いの多様性を認め合う共生の立場で、未来志向に立った将来の北海道を象徴する役割を担っています。

また、大地の手広場には、人と人のつながり、絆を大切にしようという建造の精神が引き継がれています。

周辺広場は、利用者が犬を引き連れるなど自由に散策することが可能な一方で、友人や仲間たちとバーベキューやボール遊びを楽しむなど、周辺の自然豊かな森林を背景に、安全で心安らぐ憩いの場としての役割も果たしています。

（2）サウンディングの項目

ア 広場を活用した事業、施設整備内容

（事業実施手法も含めた具体的な内容の提案）

イ エリアの設定

（歴史・文化 体感交流エリア、自然 体感・賑わい創出エリア）

ウ 北海道博物館、北海道開拓の村及び北海道立埋蔵文化財センターとの連携

(3) 応募対象者

北海道百年記念広場（仮称）の利活用による事業の実施主体となり得る法人又はグループを原則とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、本調査に応募できません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 参加申込書提出時点で、指名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生又は再生手続き中の者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は北海道暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号及び第 3 号に該当する者
- オ 道税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

5 サウンディングの手続き

(1) 質問の受付及び回答

本調査に関する質問がある場合は、別紙 1 「調査に関する質問票」に必要事項を記入し、件名を「サウンディング調査質問」として電子メールで御提出ください。受け付けた質問に対する回答は、個別には行わずホームページで随時公表します。

なお、質問を行った法人（グループ）名は公表しません。

また、質問を行った法人（グループ）名が特定できる質問については公表しない場合があります。

ア 受付期間

令和 4 年 4 月 25 日（月）～ 5 月 11 日（水）17:00 まで

イ 申込先

北海道環境生活部文化局文化振興課

E-mail : kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 事前現地説明会の開催

当該広場の概要等について、希望者を対象に事前現地説明会を実施します。

希望者は、期日までに次の申込先へ、参加者の氏名、所属企業部署名（又は所属団体名）、電話番号、希望日時を記入し、件名を【事前現地説明会参加申込】として電子メールで御連絡ください。開催日時につきましては、希望を踏まえ、随時調整いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、リモート開催となる場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

ア 受付期間

令和 4 年 4 月 25 日（月）～ 5 月 6 日（金）17:00 まで

イ 申込先

北海道環境生活部文化局文化振興課

E-mail : kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp

※参加人数については、原則1グループにつき2名までとしてください。

(3) サウンディングの参加申し込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙2「エントリーシート」及び別紙3「提案シート」に必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として電子メールで御提出ください。

なお、概要資料や補足資料（イメージパース、配置図等）等は、必要に応じて提出してください。

また、提案シートは、提案概要が分かるもの（任意様式）でも構いません。

ア 申込受付期間

令和4年4月25日（月）～5月17日（火）17:00まで

イ 申込先

北海道環境生活部文化局文化振興課

E-mail : kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp

(4) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいた法人（グループ）の担当者宛てに、実施日時及び場所を電子メールで御連絡します。希望に沿えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

(5) サウンディングの実施

ア 期間

令和4年5月25日（水）～5月27日（金）10:00から17:00の間

イ 所要時間

1時間程度

ウ 場所

北海道庁内会議室

エ その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

なお、出席する人数は、原則1グループにつき、2名以内としてください。

(6) サウンディング結果の公表

実施結果について、概要の公表を予定しています。

なお、参加事業者の名称は公表しません。

また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表に当たっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

6 留意事項

(1) 参加及びサウンディング内容の取り扱い

ア 道及び参加事業者ともに、サウンディングでの発言はその時点での想定によるものとなります。

イ サウンディング内容は、今後の事業実施に当たり参考とさせていただきます。

ウ 調査目的から逸脱していると考えられるものは、書面での調査のみとさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

サウンディング終了後、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際は御協力をお願いいたします。

7 問い合わせ先

住 所	〒060-8588 北海道札幌中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部文化局文化振興課
電 話	011-204-5208（ダイヤルイン） 代表 011-231-4111（内線 24-405）
F A X	011-232-8695
E-mail	kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp